

## 第2節 情報通信政策の展開

### 1 電気通信事業政策の展開

#### (1) ブロードバンドの普及促進

##### ア ブロードバンドの普及促進のための環境整備

総務省では、平成22年12月に、ブロードバンド普及促進のための「基本方針<sup>1</sup>」及びその取組スケジュールを掲げた「工程表<sup>2</sup>」を策定・公表したところである。

同基本方針、同工程表等を踏まえ、通信ネットワークのIP網への移行、モバイル化の進展、コンテンツ配信市場などの上位レイヤー市場の発展等、市場環境が変化する中で、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、電話網の円滑な移行の在り方や競争政策の在り方について平成23年3月に情報通信審議会に諮問し、同年12月に答申<sup>3</sup>を受けた。この答申を踏まえ、ブロードバンドの普及に係る指標の達成度合いや公正競争要件の遵守状況等について総合的に検証するため、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」(図表5-2-1-1)を創設し、平成24年度から運用を開始するとともに、その他関係法令・ガイドラインの改正等、所要の措置を講じているところである。

なお、条件不利地域での基盤整備を加速させるため、平成23年度から、超高速ブロードバンド基盤整備を実施する地方公共団体等に対して事業費の一部を支援する「情報通信利用環境整備推進事業」を実施している。

図表5-2-1-1 ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の概要

##### ■背景・趣旨

- ブロードバンド普及促進のための「基本方針」(平成22年12月)においては、ICT政策タスクフォース合同部会の最終取りまとめに盛り込まれた措置について、次のような観点から、毎年度の継続的なチェックを行い、制度整備の実施後3年を目途に、その有効性・適正性について包括的な検証を行うこととしている。
  - NTT東西における規制の遵守状況
  - 料金の低廉化や市場シェア等の動向
  - 「光の道」構想に関する取組状況 等
- 「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」に関する情報通信審議会答申(平成23年12月)において、上記の毎年度のチェックのための新たな公正競争環境の検証の仕組みについて、これまで運用してきた競争セーフガード制度及び競争評価の取組を踏まえつつ、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」を創設することが提言されたところ。

##### ■制度の概要

- 上記情報通信審議会答申に従い、次の事項について検証を行う。 → ガイドラインにおいて規定

**ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証**

- ブロードバンド普及状況に関する検証
  - ・ブロードバンド基盤の整備率及び利用率に関する検証
  - ・ブロードバンド市場環境に関する検証 契約数、市場シェア等
  - ・ブロードバンド利用環境に関する検証 利用者料金等
- 関係主体の取組に関する検証
  - ・未整備地域における基盤の整備に関する取組
  - ・公正競争環境の整備に関する取組
  - ・ICT利活用の促進に関する取組

**NTT東西等における規制の遵守状況等の検証**

- 指定電気通信設備制度に関する検証
  - ・第一種指定電気通信設備に関する検証
  - ・第二種指定電気通信設備に関する検証
  - ・禁止行為に関する検証
  - ・業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証
  - ・機能分離の運用状況に関する検証
- 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

##### イ 無線LANの利用促進

スマートフォン等の無線LANを搭載した携帯端末の普及を背景として、無線LANを利用する機会が増えてきている。最近では、ゲーム機器やカメラ、テレビ等にも無線LANが搭載されており、無線LANが我々の生活に浸透してきている。

公衆無線LANは、近年、多くの事業者等がサービスを提供しており、その提供主体も多岐にわたっている。公衆無線LANを主たる事業とする事業者のほか、携帯電話事業者、FTTHサービスを提供する事業者等や、最近では、自治体や商店街が主体となって無線LANを提供する事例もみられている。

また、無線LANの具体的な活用について、携帯電話事業者は、急増するモバイルトラフィックを無線LANに流

1 ブロードバンド普及促進のための基本方針：http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/01kiban02\_01000010.html  
 2 工程表：http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/01kiban02\_01000011.html  
 3 「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申：http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/01kiban02\_02000039.html

すオフロードに積極的に取り組んでおり、自治体や商店街は、観光客の誘致や集客力の向上を図る取組を進めている。

しかし、無線 LAN の提供に関し、様々な課題も出てきている。電波が混雑している場所等において、公衆無線 LAN に繋がりにくい状況が発生していることや、安心安全な利用に関する利用者への情報提供が必ずしも十分とはいえないことなどが指摘されている。

こうした状況を踏まえ、総務省では、平成 24 年 3 月から「無線 LAN ビジネス研究会<sup>4</sup>」において、無線 LAN に関する現状を整理するとともに、その安心安全な利用や普及に関する課題の抽出・整理を行い、必要な方策を検討しており、平成 24 年 7 月に報告書を取りまとめる予定である。

## (2) IPv6 の推進

インターネット上の住所に相当する IP アドレスは、IANA (Internet Assigned Number Authority) により、世界 5 地域に設けられた地域インターネットレジストリに分配されており、アジア太平洋地域については、APNIC (Asia Pacific Network Information Centre) が管理を行っている。現在、インターネットにおいて主に利用されている IPv4 アドレスについては、平成 23 年 2 月に IANA の世界共通在庫が、同年 4 月に APNIC 及び我が国の IP アドレスを管理する JPNIC (Japan Network Information Center) の在庫が枯渇した (第 4 章第 5 節参照)。これを受け、我が国の通信事業者等においては、IPv4 の後継規格である IPv6 の早期導入がこれまで以上に重要となっており、IPv6 インターネット接続サービスの提供が本格化しつつある。

こうした状況を踏まえ、総務省では、「IPv6 によるインターネットの利用高度化に関する研究会<sup>5</sup>」において、IPv6 対応に係る現状の課題とその対応策について検討を行い、平成 23 年 12 月に「第三次報告書」を取りまとめ、公表した<sup>6</sup>。併せて、IPv6 アドレスを付与したセンサ等が収集するエネルギー需給、気温、湿度等の環境情報をクラウドに集約することにより、高度な管理・制御への応用が期待される環境クラウドサービスについて、その提供を促進するため、「環境クラウドサービスの構築・運用ガイドライン」を取りまとめ、公表した。

このほか、IPv6 技術者の育成を目的とした IPv6 ハンズオンセミナー (IPv6 オペレータ育成プログラム) の実施、IPv6 検証環境 (テストベッド) の提供等、IPv6 対応に向けた活動を推進している。

## (3) 公正な競争環境の整備

### ア 公正競争ルールの整備

第 177 回国会 (常会) において、「電気通信事業法」(昭和 59 年法律第 86 号) 及び「日本電信電話株式会社等に関する法律」(昭和 59 年法律第 85 号。以下「NTT 法」という。) の改正が行われた。

電気通信事業法の改正においては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、子会社等に電気通信業務等を委託する場合に、当該子会社等が反競争的行為 (接続情報の目的外利用等) を行わないよう適切に監督すること及び自社内の設備部門とその他の部門との間のファイアーウォールを強化することにより接続の業務に関して知り得た情報を適切に管理し、他の電気通信事業者を不利に取り扱わないことを確保するための体制の整備等の措置を講ずることを義務付けることとされた。

他方、NTT 法の改正においては、市場の変化や消費者のニーズに対応し、東・西 NTT も新サービスを適時に提供できることが望ましいこと等に鑑み、東・西 NTT が地域電気通信事業の経営を達成するために必要な業務 (目的達成業務) 及び同社が保有する設備、技術又は職員を活用して行う業務 (活用業務) を営む際において、総務大臣による認可制を改め、事前の届出により同社が当該業務を営めるようにすることとされた。

### イ 加入光ファイバ接続料算定方法の検討

総務省では、FTTH 市場における競争を一層促進し、ブロードバンドサービスの普及促進を図るため、分岐単位接続料設定の適否を含む加入光ファイバ接続料算定方法の見直しなどのアクセス網のオープン化について検討を行ってきた。このうち、加入光ファイバに係る分岐単位接続料設定の適否については、平成 24 年 3 月 29 日に、情報通信行政・郵政行政審議会から、光配線区画の拡大とその補完的措置としてのエントリーメニュー (複数段階料金等を設定することにより新規参入当初における接続事業者の負担軽減を図るもの) の早期導入が適当との答

4 無線 LAN ビジネス研究会： [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/lan/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/lan/index.html)

5 IPv6 によるインターネットの利用高度化に関する研究会：  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/chousa/ipv6\\_internet/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/ipv6_internet/index.html)

6 「IPv6 によるインターネットの利用高度化に関する研究会 第三次報告書」及び「環境クラウドサービスの構築・運用ガイドライン」：  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/chousa/ipv6\\_internet/01kiban04\\_02000029.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/ipv6_internet/01kiban04_02000029.html)

申を受けた<sup>7</sup>。これを踏まえ、同日付で、答申事項の早期実施を条件として付して、平成 24 年度一芯単位接続料に係る乖離額補正認可を行った。平成 24 年 6 月に東・西 NTT よりエントリーメニューの導入のための接続約款変更が申請されたところであり、今後、情報通信行政・郵政行政審議会において審議が行われる予定である。

### ウ 電気通信事業分野における競争評価

総務省では、複雑化する電気通信事業分野における競争状況を正確に把握し、政策に反映していくため、平成 15 年度から毎年度、「電気通信事業分野における競争状況の評価」（以下「競争評価」という。）を実施している<sup>8</sup>。

競争評価においては、平成 18 年度より定点的評価に加え、特定のテーマに焦点を当てた戦略的評価を行っており、「競争評価 2010」では、2009 年度（平成 21 年度）の戦略的評価「電気通信サービスに係る消費者選好の変化に関する経時的分析」において FTTH と 3G 携帯電話の関係について考察したのに引き続き、近年、スマートフォン、タブレット PC といった新たな携帯端末が市場において注目され始めたことを踏まえ、「携帯電話端末、スマートフォン、タブレット PC の需要代替性の調査」を取上げ、平成 23 年 9 月に評価結果報告書を公表した<sup>9</sup>。

また、「競争評価 2011」については、近年のメタル回線から光ファイバへのマイグレーションの進展、無線のブロードバンド化、電気通信事業を巡るビジネスモデルの多様化等の新たな動向を踏まえた競争評価を行う観点から、競争評価の実施に関する基本的な指針である「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」を改定するとともに、年度計画である「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目 2011」を策定し、平成 24 年 2 月に公表した。これらに基づき、平成 23 年度の競争評価では、近年の市場動向を的確に反映させる観点から、定点的評価の対象領域として新たに移動体データ通信領域を加え、①「音声通信（固定系、移動系）」、②「データ通信（固定系、移動系、ISP（固定系）」、③「法人向けネットワークサービス」の 3 領域に再構成した上で分析・評価を実施することとした。また、戦略的評価については、昨年度に引き続き、「携帯電話端末、スマートフォン、タブレット PC の需要代替性の調査分析」を取り上げるとともに、ブロードバンド普及促進のための「基本方針」に基づくブロードバンドの環境整備に資する観点から、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」との連携強化を図ることとし、同制度における検証の柱の一つである「ブロードバンド普及促進に向けた取組状況の検証」へのアプローチとして、FTTH 市場における事業者間取引の状況に関する調査を併せて取上げ、実施することとしている。

## 2 放送政策の展開

### (1) 新たな通信・放送法体系整備後の動向

総務省では、平成 23 年 6 月に、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定制度を弾力化する等、放送、電波及び電気通信事業に係る制度改正を行った。法改正により、基幹放送事業者の経営の選択肢が拡大されたことに伴い、放送のハード・ソフト事業の分離や、ラジオ事業の 1 社 2 系統保有といった事例も現れてきている。

### (2) 衛星放送政策の展開

#### ア 「衛星基幹放送」と「衛星一般放送」

我が国の衛星放送には、放送衛星を使用する BS 放送と通信衛星を利用する CS 放送（東経 110 度 CS 放送・東経 124 / 128 度 CS 放送等）とがあり、平成 23 年 6 月の改正放送法の施行に伴い、BS 放送及び東経 110 度 CS 放送は「衛星基幹放送」、東経 124 / 128 度 CS 放送等は「衛星一般放送」となった。

#### イ BS 放送に係る新番組の放送開始

BS 放送については、平成 23 年 7 月 24 日に BS アナログ放送が終了し、デジタル放送へ完全移行した。この移行による空き周波数等を利用して、平成 23 年 10 月から HDTV11 番組、また、平成 24 年 3 月から HDTV 等 7 番組が新たに放送を開始した。これにより、BS デジタル放送全体で 31 番組（うち、テレビジョン放送 29 番組。）が視聴できるようになり、視聴者の多様なニーズに応える環境が整った。

<sup>7</sup> 情報通信行政・郵政行政審議会からの答申：[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban03\\_02000107.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000107.html)

<sup>8</sup> 電気通信事業分野における競争状況の評価：[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyousouhyouka/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyousouhyouka/index.html)

<sup>9</sup> 「競争評価 2010」評価結果：[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban02\\_01000030.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_01000030.html)



図表 5-2-3-2 電波有効利用の促進に関する検討会の開催の背景

**移動通信トラフィックの急速な増大**

- スマートフォンなどの急速な普及により、携帯電話等のデータ通信トラフィックは、従来の想定を超えて急激に増加。

**新しい無線利用サービス／システムの展開**

- M2M、SNS、ホワイトスペース、スマートメーター等の新しい電波利用サービス／システムの展開。

**スピード感のある周波数確保の必要性**

- 移動通信トラフィックの急速な増大、新たな無線システムの登場に対応するため、従来以上に迅速な周波数確保が必要。

**東日本大震災(平成23年3月)、台風12号(平成23年9月)等の大規模災害への対応**

- 大規模災害時における避難行動、復旧活動等を通じ、各種無線システムの社会インフラとしての重要性、有効性が再認識。
- 無線システムをより積極的に活用することにより、災害に強い通信インフラを整備することが必要。

**「提言型政策仕分け」提言(とりまとめ)(平成23年11月21日)**

- 電波監理については規制改革として検討すべき、総務省電波部・電波行政の在り方についても考えるべき。
- 将来的な一般財源化を含め、用途拡大の方向で検討すべき。非効率な電波利用料支出を徹底的に精査すべき。

以上の状況を踏まえ、ワイヤレスブロードバンドの進展等に伴い周波数が急速に逼迫する中、国民生活の利便性向上や安心・安全確保のために必要となる電波有効利用のための諸課題及び具体的方策について検討することが必要

↓

**総務副大臣が主催する調査検討会を開催し、検討を実施**

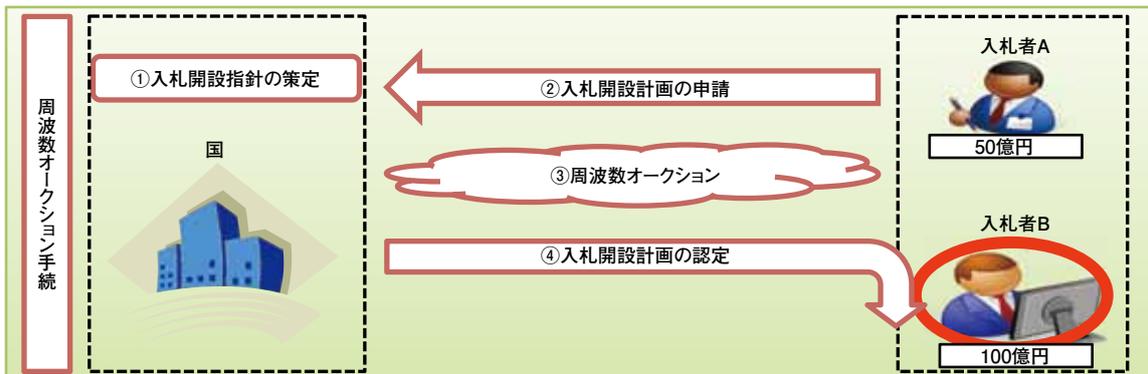


### イ 周波数オークションの導入

総務省では、我が国における周波数オークション制度（電波の免許人の選定に際し、入札を実施し、最高価格を入札した者を有資格者とする制度をいう。）の導入について検討を行うため、平成23年3月から「周波数オークションに関する懇談会<sup>13</sup>」を開催し、同年12月に報告書を取りまとめ、公表した。これを受け、周波数オークション制度の導入を可能とする「電波法の一部を改正する法律案」（図表 5-2-3-3）を第180回国会（常会）に提出した。

具体的には、特定の周波数を用いる電気通信業務用基地局（携帯電話基地局）について、総務大臣が定める入札開設指針に適合する入札開設計画を申請した者の中から、入札等（入札又は競り）により、最も入札価額の高い者の入札開設計画を認定する制度<sup>14</sup>を創設するものである。

図表 5-2-3-3 電波法の一部を改正する法律案の概要



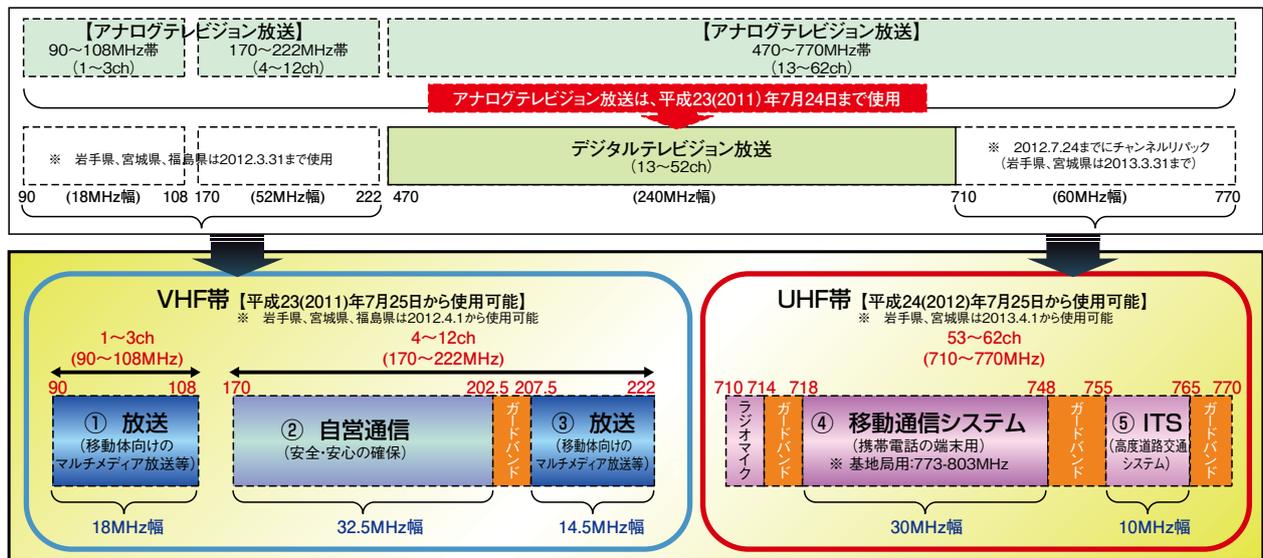
<sup>13</sup> 周波数オークションに関する懇談会：[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/syuha/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/syuha/index.html)  
<sup>14</sup> 開設計画の認定制度は、開設計画の認定を受けた事業者のみに、特定基地局の免許の申請を認める制度。

ウ 地上デジタル放送移行後の空き周波数の有効利用

地上テレビジョン放送をアナログからデジタルに移行することに伴い、地上アナログ放送の終了及びデジタル放送のチャンネルの再配置により空いた周波数帯に携帯電話などを割当てするなど、周波数の有効利用を図っている。

具体的には、地上アナログ放送で使用していた1チャンネルから3チャンネルまでをV-lowマルチメディア放送に、4チャンネルから12チャンネルまでをV-highマルチメディア放送及び自営通信（安全・安心の確保）に、53チャンネルから62チャンネルまでを携帯電話、ITS（高度道路交通システム：Intelligent Transport Systems）等に割り当てている（図表5-2-3-4）。

図表5-2-3-4 地上デジタル放送移行後の空き周波数の有効利用



(2) 電波利用の高度化・多様化に向けた取組

ア 700 / 900MHz 帯における携帯電話用周波数の割当

総務省は、平成22年5月から、700 / 900MHz 帯における携帯電話用周波数確保の在り方等について、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」の下で開催した「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ<sup>15</sup>」において検討を行い、同年11月に検討結果を取りまとめ、公表した。これを踏まえ、同年12月にブロードバンド普及促進のための「基本方針」を策定し、同方針に従って、平成23年6月に電波法を改正した。また、同年7月に平成22年度電波の利用状況調査の評価結果を公表し、同年9月に周波数再編アクションプラン（平成23年9月改定版）の公表を行っている。

これらを踏まえ、900MHz 帯については、平成23年12月に開設指針（割当方針）を策定し、平成24年1月までに4件の申請を受け付け、電波法及び開設指針に定める審査基準に基づき審査を行った結果、同年3月にソフトバンクモバイルの開設計画を認定した。

700MHz 帯については、平成24年4月に開設指針を策定し、同年5月までに3件の申請を受け付け、審査基準に基づき審査を行った結果、同年6月にイー・アクセス、NTTドコモ、KDDI / 沖縄セルラー電話の開設計画を認定した。

イ 広帯域移動無線アクセスシステムの高度化

広帯域移動無線アクセスシステムは、無線による高速インターネットアクセスに対する利用者ニーズの高まりなどを受け、平成19年に制度化された後、全国2事業者及び地域事業者によりサービスが提供されている。サービス開始以降も、伝送速度の高速化など利用者の利便性向上を目的として技術の高度化が進められており、その利用者数は100万を超え、なお増加している。

一方、平成23年12月から、下り100Mbps以上の伝送速度が実現可能な3.9世代移動通信システム（LTE：Long Term Evolution）のサービスが開始されるなど、移動通信サービスの高速化は進展を続けており、広帯域移動無線アクセスシステムについても光回線並みの高速大容量通信を可能とするための国際標準化作業が進めら

<sup>15</sup> グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース 電気通信市場の環境変化への対応検討部会 ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ：http://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/kenkyu/global\_ict/wireless\_broadband.html

れている。

こうした状況を踏まえ、平成 23 年 9 月から情報通信審議会情報通信技術分科会において、伝送速度の高速化や効率的なエリア展開等を図ることを目的とし、隣接する周波数帯域も含めて広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に必要な技術的条件等の審議が行われ、平成 24 年 4 月に情報通信審議会から一部答申<sup>16</sup>を受けた。これを受け、今後、技術基準の策定等を進めていく予定である。

ウ インマルサット GSPS 型の導入

東日本大震災の発生等を踏まえ、大規模災害時における衛星携帯電話の有用性が再認識され、災害に対する備え等のために衛星携帯電話のニーズが高まっている。総務省では、平成 24 年 3 月に、我が国でインマルサット衛星を用いた小型ハンディタイプを含む衛星携帯電話である GSPS (Global Satellite Phone Services) 型のサービス提供が可能となるよう関係規定の整備等を行った (図表 5-2-3-5)。

図表 5-2-3-5 インマルサット GSPS 型の概要



(3) 電波利用環境の整備

ア 生体電磁環境対策の推進

総務省では、電波の人体への影響に関する調査を実施し、人体の防護のため、電波法令により国際ガイドラインと同様な電波の強さの安全基準を定めている<sup>17</sup>。これまでの調査・研究では、この安全基準を下回るレベルの電波と健康への影響との因果関係は確認されていないが、今後も科学的に安全性の検証を積み重ねていくことが重要であることから、総務省では、継続的に電波の安全性評価を行っていくこととしている。

また、この安全基準のうち、携帯電話端末のように、頭のすぐそばで使用する無線機器に対しては、人体頭部における比吸収率 (SAR: Specific Absorption Rate<sup>18</sup>) により電波の許容値を規定している。一方、ワイヤレス技術の進展に伴い無線機器の多様化が進み、今日では、スマートフォンやタブレット端末など、頭以外の体の近くで使用する無線機器が一般的なものとなっていることから、情報通信審議会において、人体側頭部を除く人体に近接して使用する無線機器等に対する比吸収率の測定方法について審議が行われ、平成 23 年 10 月に一部答申<sup>19</sup>を受けた。これにより、体に近づけて使用する各種の無線機器の安全性が評価できるようになり、総務省では現在、当該無線機器に対する安全基準の制度化を進めている。

イ 電磁障害対策

各種電気・電子機器等の普及に伴い、無線利用が各種機器・設備から発せられる不要電波に対する電磁的な妨害対策が重要となっている。

総務省では、情報通信審議会情報通信技術分科会に設置された「電波利用環境委員会<sup>20</sup>」において調査・検討が行われ、CISPR (国際無線障害特別委員会: Comité International Spécial des Perturbations Radioélectriques) における国際規格の審議に寄与するとともに、平成 23 年 9 月には情報通信審議会から、CISPR で定められた国際標準に基づき、家庭用電気機器、伝導工具及び類似機器からの妨害波の許容値と測定法等に関する一部答申<sup>21</sup>を受けるなど、国内における規格化を推進している。

16 情報通信審議会からの一部答申: [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban14\\_02000091.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000091.html)

17 電波防護指針: <http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/body/protect/index.htm>

18 生体が電磁界にさらされることによって単位質量の組織に単位時間に吸収されるエネルギー量

19 情報通信審議会からの一部答申: [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban16\\_02000025.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban16_02000025.html)

20 電波利用環境委員会: [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/joho\\_tsusin/denpa\\_kankyou/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/denpa_kankyou/index.html)

21 情報通信審議会からの一部答申: [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban16\\_01000020.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban16_01000020.html)

ウ 電波利用環境の保護

電波利用が拡大する中で、良好な電波利用環境を維持していくことはますます重要な課題となってきた。総務省では、電波利用環境を保護し、豊かな情報社会を実現するために、様々な電波利用環境保護行政サービスを提供している。

平成24年7月25日以降、パーソナル無線で使用されている周波数帯は、携帯電話でも順次使用されることになっており、パーソナル無線に許可された周波数帯であっても、無免許や改造したパーソナル無線を使用し、携帯電話に妨害を与えた場合、電波法に定める重要な無線通信への妨害として、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金の対象となる。このため、平成24年度においては、不法パーソナル無線による重要な無線通信への妨害に対処するため、不法パーソナル無線の一扫に向けた取組を強化している。

また、平成24年3月から新たなチャンネル（21チャンネル及び23チャンネル）によるBS放送が開始されているが、同チャンネルの中間周波数が、1.5GHz帯を使用する携帯電話システムの周波数と重なることから、BS受信世帯がシールドの不十分なブースター等の設置工事をしている場合、漏洩した電波が携帯電話に障害を与えることが判明している。実際に全国規模の障害が発生したため、平成24年度から、携帯電話事業者と連携して、対象世帯のBS受信設備の点検・改修、工事業者団体への指導等の対策を実施しているところである。

4 情報通信分野の事業者間紛争の処理

(1) 電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁等

ア 電気通信紛争処理委員会の概要

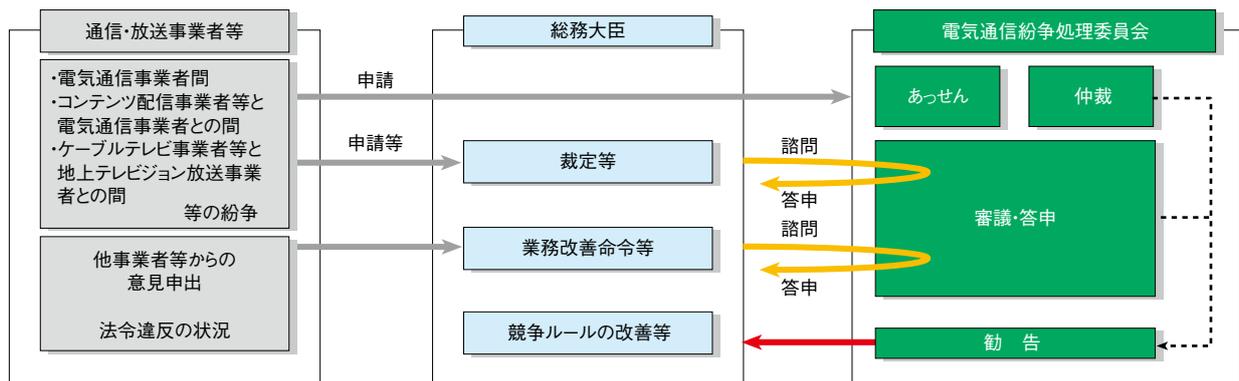
(ア) 電気通信紛争処理委員会の機能

電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）は、電気通信分野において多様化する紛争事案を迅速・公平に処理するための専門組織であり、現在、総務大臣により任命された委員5名及び特別委員8名が紛争処理にあっている。

委員会は、①事業者間等の紛争を解決するためのあっせん・仲裁を行う、②総務大臣が命令、裁定等を行う際に諮問を受けて審議・答申を行う、③あっせん・仲裁、諮問に対する答申を行う中で、競争ルールの改善等について総務大臣に勧告を行うという3つの機能を有している（図表5-2-4-1）。

また、委員会事務局に事業者相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する問合せ・相談等に対応している。

図表 5-2-4-1 電気通信紛争処理委員会の機能の概要



(イ) あっせん・仲裁

あっせんは、委員会が委員・特別委員の中から3名程度を「あっせん委員」として指名し、あっせん委員が両当事者の歩み寄りを促すことにより紛争の解決を図る手続である。必要に応じ、あっせん委員があっせん案を提示する。両当事者の合意により進められる手続のため、強制されることはない。

仲裁は、原則として、両当事者の合意に基づき委員会が委員・特別委員の中から3名を「仲裁委員」として指名し、仲裁委員による仲裁判断に従うことを合意した上で行われる手続であり、仲裁判断には当事者間において確定判決と同一の効力が発生する。

なお、あっせん・仲裁の対象となる紛争内容は、次のとおりである（図表5-2-4-2）。

図表 5-2-4-2 あっせん・仲裁の対象となる紛争内容

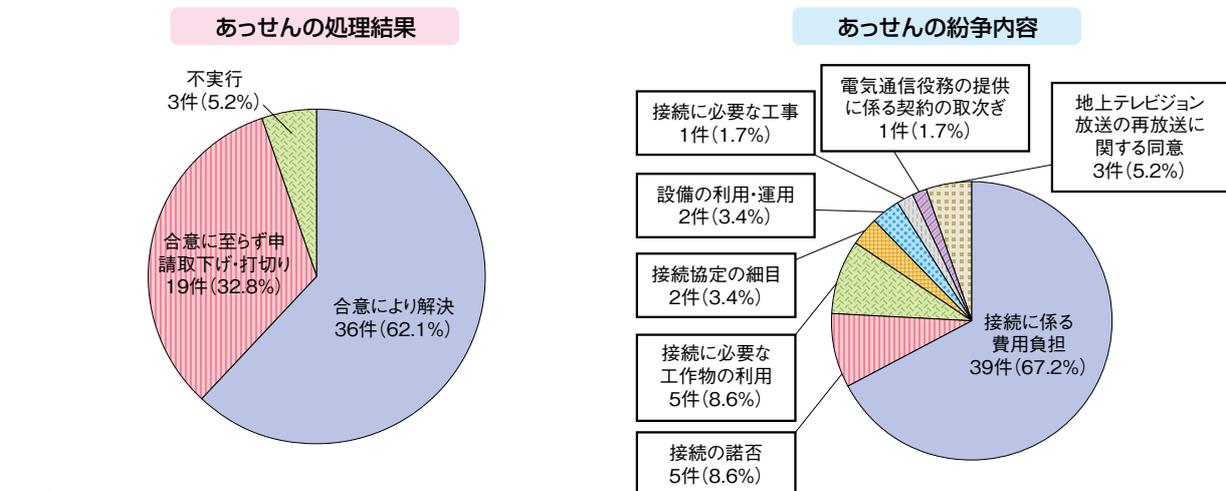
当事者	協議の内容	相手方が協定・契約の締結(又は再放送の同意)の協議に応じないとき	協定・契約の締結(又は再放送の同意)の協議が調わないとき	金額、接続条件等の細目について協議が調わないとき
電気通信事業者間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電気通信設備の接続に関する協定</li> <li>○ 電気通信設備の共用に関する協定</li> <li>○ 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定</li> <li>○ 卸電気通信役務の提供に関する契約</li> </ul>	あっせん	あっせん	あっせん 仲裁
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続に必要な電気通信設備の設置・保守</li> <li>・ 接続に必要な土地・建物・管路等の利用</li> <li>・ 接続に必要な情報の提供</li> <li>・ 電気通信役務の提供に関する契約の締結の取次や料金回収等の業務委託 等</li> </ul> </li> </ul>	—	—	あっせん 仲裁
電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コンテンツ配信事業者等(※)を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約 (※) 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第3号)</li> </ul>	—	—	あっせん 仲裁
ケーブルテレビ事業者等と地上テレビジョン放送事業者との間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地上テレビジョン放送の再放送に係る同意</li> </ul>	あっせん	あっせん 仲裁	—
無線局(※)を開設・変更しようとする者その他の無線局(※)の免許人等との間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約 (※) 電気通信業務、放送の業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とする無線局</li> </ul>	あっせん	あっせん 仲裁	—

イ 委員会の活動の状況

委員会は、平成 23 年度、電気通信事業者間の接続に関する紛争についてのあっせん 4 件、地上テレビジョン放送の再放送同意に関する紛争についてのあっせん 3 件を行った。また、事業者相談窓口において、相談対応 15 件を行った。

なお、平成 13 年 11 月の委員会設立から平成 24 年 3 月末までに、あっせん 58 件(図表 5-2-4-3)、仲裁 3 件の申請を処理し、総務大臣からの諮問に対する答申 8 件、総務大臣への勧告 3 件を実施している。

図表 5-2-4-3 あっせんの処理状況



※ 「合意により解決」は、当事者間の協議により解決した事件 13 件及びあっせん案の受諾により解決した事件 23 件の合計。

## (2) 総務大臣による協議命令・裁定

電気通信分野においては、電気通信事業者間での電気通信設備の接続又は共用、電気通信設備設置用工作物の共用若しくは卸電気通信役務の提供に係る協議について協議が不調等になった場合には、電気通信事業法の規定に基づき、電気通信事業者が総務大臣に対して協議の開始又は再開の命令の申立て若しくは裁定の申請を行うことができる。

放送分野においては、有線テレビジョン放送事業者と地上基幹放送事業者間での再放送同意について協議が不調等になった場合には、放送法（昭和25年法律第132号）の規定に基づき、有線テレビジョン放送事業者が総務大臣に対して裁定の申請を行うことができる。

これら総務大臣による協議命令・裁定に関する紛争処理手続は、紛争の相手方の意向にかかわらず、当事者の一方の申立て又は申請により開始される。

平成23年度において、総務大臣は、放送分野について裁定5件を行った。

## 5 インフラの安全・信頼性の確保

### (1) 電気通信インフラの安全・信頼性の確保

東日本大震災により通信インフラにおいて輻輳や途絶等が広範囲かつ長期間にわたって発生したこと、平成23年台風第12号の風水害により山間部の集落等への通信手段が途絶したこと等を踏まえ、平成23年9月から情報通信審議会において、電気通信設備の安全・信頼性対策の強化に向けた方策について審議が行われ、平成24年2月に電気通信設備の安全・信頼性対策に関する事項について一部答申<sup>22</sup>を受けた。これを踏まえ、総務省では、災害時における一層の通信の確保のため、事業用電気通信設備規則等の一部を改正する作業を開始している。

また、スマートフォンの利用者が急増する中、平成23年度は、スマートフォンをはじめとする携帯電話サービスに関する通信障害が多発した。総務省では、平成24年2月から「携帯電話通信障害対策連絡会」を開催し、携帯電話事業者等各社に対して通信設備や体制等の総点検を依頼するとともに、事業者間で継続的に通信障害の事例を情報交換し、各社において通信設備や体制等の点検を継続的に行える体制を構築するよう、社団法人電気通信事業者協会に対して依頼した。また、携帯電話サービスの一層の安定提供のため、平成24年4月から情報通信審議会において、スマートフォン時代に対応した通信設備の安全・信頼性基準等の見直しについて審議が開始されている（第2章第2節1(2) 囲み記事参照）。

### (2) 放送インフラにおける安全・信頼性の確保

放送は、日頃から国民生活に必要な情報をあまねく届け、災害や国民的な関心事に関する重要な情報を広範な国民に対し瞬時に伝達できることから、極めて高い公共性を有する社会基盤の一つとなっており、放送設備に起因した放送の業務への支障を防ぐことが重要である。このような背景を踏まえ、平成22年12月に、第176回国会（臨時会）において、放送中止事故の防止等、安全・信頼性を確保し、放送の公共的役割をより十全に発揮させることを可能とする観点から、「放送法」に放送設備に対する技術基準、設備に起因する重大な事故の報告等に関する規定を設ける旨の法案が可決、成立した。これを受け、情報通信審議会において、放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件に関する審議が行われ、東日本大震災による放送設備の被災状況に関する分析も踏まえ、平成23年5月に一部答申<sup>23</sup>を受けた。総務省では、平成23年6月の改正放送法の施行に合わせて、一部答申に基づく技術基準、報告対象となる重大な事故等に係る規定を整備した（第3章第4節参照）。

<sup>22</sup> 情報通信審議会からの一部答申： [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban05\\_02000018.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban05_02000018.html)

<sup>23</sup> 情報通信審議会からの一部答申： [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu08\\_01000022.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu08_01000022.html)